

中国電力(株)水島発電所1号機改造計画に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成18年10月6日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、中国電力(株)水島発電所1号機改造計画に係る環境影響評価準備書について、中国電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所:岡山県倉敷市潮通一丁目1番地
- ・原動力の種類:ガスタービン及び汽力
- ・出 力:既設1号機12.5万kWを28.56万kWに変更

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成15年 8月 5日
住民等意見の概要受理	平成15年10月 7日
知 事 意 見 受 理	平成15年12月12日(岡山県)
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成16年 1月30日
環境影響評価準備書受理	平成18年 1月10日
住民等意見の概要受理	平成18年 3月 8日
知 事 意 見 受 理	平成18年 6月 5日(岡山県)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年 9月25日

問合せ先:電力安全課 吉田、金子
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【中国電力(株)水島発電所1号機改造計画に対する勧告内容】

1 温室効果ガス

- (1) 本事業は、既設1号発電設備について、燃料を石炭から天然ガスに転換するとともに、より発電効率の高いコンバインドサイクル方式に改造し、これにより二酸化炭素排出原単位の低減を図ろうとするものであるが、昨年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、電力分野における地球温暖化対策が一層重要となっている中で、事業者による二酸化炭素に係る自主目標の達成には京都メカニズムの活用などにより更に大幅な排出抑制が必要と見込まれていることから、より一層の排出抑制効果が得られるよう本発電設備を維持・運用すべきである。

このため、当該事業者が所有する火力発電所の中で最も二酸化炭素排出原単位の小さい本発電設備の利用率をより高くするとともに、他の発電所を含めた全体の稼働分担を適切に行うことにより、事業者が販売する電力全体の二酸化炭素排出原単位の一層の低減を図ること。また、その旨を評価書に記載すること。

- (2) 事業者において今般設立された瀬戸内パワー株式会社に販売用供給力として電源を譲渡することが計画されているが、本発電設備は瀬戸内パワー株式会社への譲渡の検討対象の一つであることから、仮に譲渡された場合について、京都議定書目標達成計画との整合性に係る評価を適切に行い、評価書に記載すること。

2 フォローアップ

- (1) 供用後の本発電設備の利用率及び二酸化炭素排出量(排出原単位を含む)について把握し、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講じること。
- (2) 事業者においては、瀬戸内パワー株式会社に本発電設備を譲渡する場合においても、評価書に記載されたところにより環境の保全に適正に配慮して発電設備が維持・運用されるよう、適切に措置すること。また、この場合、窒素酸化物に係る予測の前提である発電設備の利用率等が変更され窒素酸化物排出量が増加するおそれがあることから、供用後の発電設備ごとの窒素酸化物年間排出量を把握し、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講じることとすること。
- (3) (1)及び(2)について、評価書に記載すること。